

転入するとき

市民課 ☎(32)8896

下野市に転入した日（住み始めた日）から、14日以内に届出をしてください。手続きには転出証明書（特例転出の方はマイナンバーカード）、本人確認書類（運転免許証など）、印鑑、その他手続きに必要なものをお持ちください。

担当課名	該当事項	下野市での手続き
市民課 ☎(32)8896	国民健康保険・国民年金に加入する方	会社を辞めて転入してきた場合、資格喪失証明書と年金手帳が必要です。
	後期高齢者医療に該当する方	後期高齢者医療の被保険者証を後日郵送します。
	介護保険被保険者証をお持ちの方	被保険者証を発行します。
社会福祉課 ☎(32)8902	マイナンバーカードをお持ちの方	本人確認のできるものを持って、住所の変更届出及び署名用電子証明書の発行手続きをしてください。
	年度末の時点で18歳未満のお子さんがいる方	子ども医療受給資格者証を発行します。該当するお子さんの保険証、保護者の通帳、印鑑が必要です。
社会福祉課 ☎(32)8900	妊娠中の方、ひとり親家庭の方	妊産婦医療費助成・ひとり親家庭医療費助成の制度がありますので、お問い合わせください。
	特別障がい者手当・障がい児福祉手当・特別児童扶養手当を受給している方	印鑑を持って住所の変更届出をしてください。
	特定医療費（指定難病）・一般特定疾患医療・小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方	受給者証と印鑑、通帳で難病患者等福祉手当の申請ができます。
	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方	手帳か受給者証と印鑑を持って、住所の変更届出をしてください。県外から転入された方で、療育手帳や精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方は、新規交付になりますので、写真（縦4cm×横3cm、上半身無帽）1枚をお持ちください。
高齢福祉課 ☎(32)8904	身体障がい者手帳1・2級の方、療育手帳A1・A2の方	重度心身障がい者医療費受給資格者証を発行します。手帳、健康保険証、本人名義の通帳をお持ちください。
こども福祉課 ☎(32)8903	介護保険の認定を受けている方（介護サービスを利用中の方）	介護保険受給資格証明書を持って、転入された日から14日以内に手続きをしてください。
	児童手当を受給している方（中学3年生までのお子さんがいる方）	請求者名義の通帳、健康保険証、父母のマイナンバーがわかるもの、印鑑が必要です。
	児童扶養手当を受給している方	証書、印鑑、健康保険証、保護者名義の通帳が必要です。
	遺児手当を受給している方	非課税証明書、戸籍謄本、母子・父子のマイナンバーのわかるもの、印鑑、保護者名義の通帳が必要です。
	ひとり親家庭の方	児童扶養手当、遺児手当の制度がありますので、お問い合わせください。
健康増進課 ☎(32)8905	保育園・認定こども園・幼稚園（市内外問わず）に在園または入園申し込み中の方	再度、入園申し込みが必要となります。また、保育料が変更になる場合がありますので、お問い合わせください。
税務課 ☎(32)8892	妊娠中の方、乳幼児や小学生のお子さんのいる方	母子健康手帳（妊娠中の方は妊婦健診受診票）を持って、手続きしてください。
	原動機付自転車（125CC以下）や小型特殊自動車（農耕用等）をお持ちの方	廃車の手続きが済んでいる場合、所有者の印鑑、廃車証明書をを持って、ナンバー変更の手続きを行ってください。廃車の手続きが済んでいない場合、所有者の印鑑、前住所地のナンバー、標識交付証明書をお持ちのうえ、ナンバー変更の手続きを行ってください。
	普通自動車やオートバイ（126CC以上）をお持ちの方	関東運輸局栃木運輸支局で、住所変更またはナンバー変更の手続きを行ってください。
環境課 ☎(32)8898	軽自動車（四輪）をお持ちの方	軽自動車検査協会栃木事務所で、住所変更またはナンバー変更の手続きを行ってください。
	犬を飼っている方	環境課で犬の登録手続きをしてください。旧住所の犬の登録鑑札や狂犬病予防注射済票がある方はお持ちください。
学校教育課 ☎(32)8918	小・中学生のお子さんがいる方	各学校への転入学通知書を発行します。